

【様式編】

高潮時の避難確保計画

【施設名： 学童保育晴れハレにしはま 】

令和 8 年 9 月 日 作成

様式編 目 次

市に提出（様式 6 は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難経路図	2	別紙 1
	施設内の避難経路図	3	別紙 2
4	防災体制	4	様式 2
5	情報収集・伝達	5	様式 3
6	避難誘導	6	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	7	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	7	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	8	様式 6

個人情報等を含むため適切に管理 ※市への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	9	様式 7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	10	様式 8
12	緊急連絡網	11	様式 9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	11	様式 10
14	対応別避難誘導方法一覧表	12	様式 11
15	防災体制一覧表	13	様式 12

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	14	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表 1	「自衛水防組織の編成と任務」	15	
別表 2	「自衛水防組織装備品リスト」	15	

晴れハレにしはま

1 計画の目的

この計画は、水防法に基づくものであり、本施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、高潮に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

本施設における利用者と職員の数、並びに想定される浸水は次のとおりである。

施設の利用者と職員数

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 定員 45 名	昼間 2 名	休日 名	休日 名
夜間 名	夜間 名		

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

想定される浸水

浸水深	浸水継続時間
0.01m 以上～0.3m 未満	以上 12 時間 未満

台風の想定条件

中心気圧 910hPa(室戸台風)
 暴風半径 75 km(伊勢湾台風)
 移動速度 73 km/h(伊勢湾台風)
 移動速度が遅いほど、影響を受ける時間が長くなり、波が高くなる

4 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

晴れハレにしはま

【施設周辺の避難経路図】

高潮時の避難場所は、令和3年度に神奈川県が「高潮浸水想定区域」を指定・公表したことから、次のとおりとする

▼高潮浸水想定区域図（浸水区域及び浸水深）は神奈川県公式ホームページから確認する。

○神奈川県公式ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/takashio/kuikizu-sagaminada.html>

避難ルートの途中に通行止め等の障害が発生する可能性を踏まえ、複数の避難ルートを検討してください。

避難経路図

○高潮浸水想定区域マップ（最大浸水深）上に図示した避難ルート

・浸水想定区域外避難所（茅ヶ崎小学校）へ 所要時間と距離：徒歩約 22 分 距離 1,527m



【施設内の避難経路図】

施設内で安全を確保する（屋内安全確保）場合は次のとおりとする。

避難経路図

建物内において、より安全な部屋や屋上等へ移動し、安全を確保してください。
 なお、施設の全階が水没してしまうおそれがある場合は、屋内安全確保はできません。

多くの児童クラブは、平屋で2階以上へ避難ができないので、緊急を要する場合は、避難所等で垂直避難をする。高潮は、台風や発達した低気圧に伴って、潮位が著しく上昇する現象で、時間経過に伴って事前に避難ができる。台風等の接近前に浸水想定区域外への避難準備をする。



- 緊急避難場所 ➡ クラブから西浜小学校へ
 ・所要時間と距離：徒歩約3分距離233m



- 晴れハレにしはまは、道路面と入口階段(約60cm)に高低差があるため、
 浸水予測0.3m未満であれば、床下浸水のみとなる。

晴れハレにしはま

4 防災体制

体制に応じた活動内容及び対応要員を、次のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

記入例を参考に必要な項目を記載してください。

体制確立の判断時期	体 制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ・ 早期注意情報（警報級の可能性：数日～1日前まで） ・ 高潮注意報 発表（浸水被害のおそれがある状況となる約18時間前までに発表）	注意体制確立 「レベル2」	・ 台風など発達した低気圧が来襲する恐れが懸念される場合は、職員の連絡体制を確認する。 ・ 避難確保時に使用する機材準備（情報収集・伝達用、避難郵送用施設内一時避難時に必要な物等） ・ 避難時の支援体制の確認（必要に応じて協力の依頼）	・ 情報収集伝達担当 ・ 避難誘導担当 ・ 避難誘導担当
以下のいずれかに該当する場合 ・ 高潮警報発表（浸水被害のおそれがある状況となる約12時間前までに発表） ・ 高齢者等避難の発令	警戒体制確立 「レベル3」	・ 常に登所人数、所在の確認 ・ 保護者への事前連絡 ・ 避難所の開設状況の確認 ・ 高潮浸水想定区域等危険個所の確認 ・ 要配慮者の避難誘導	・ 避難誘導担当 ・ 連絡担当 ・ 情報収集伝達担当 ・ 情報収集伝達担当 ・ 避難誘導担当
以下のいずれかに該当する場合 ・ 高潮危険警報発表（浸水被害のおそれがある状況となる約6時間前までに発表） ・ レベル5 高潮特別警報発表（災害の切迫・発生）	非常体制確立 「レベル4」	・ 常に登所人数、所在の確認 ・ 危険な場所から全員避難	・ 避難誘導担当

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統轄管理者）の指揮命令に従うものとする。

晴れハレにしはま

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

①収集する主な情報及び収集方法は、次のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	○テレビ・ラジオ ○茅ヶ崎市防災情報サイト ○気象庁ホームページ ○ちがさきメール配信サービス など
河川水位情報	○国土交通省ホームページ「川の防災情報」 ○神奈川県ホームページ「雨量水位情報」 など
洪水予報	○ちがさきメール配信サービス ○緊急速報メール※ など
避難情報 （ 高齢者等避難の発令 避難指示の発令 緊急安全確保の発令 ）	○防災行政用無線（屋外スピーカー） ○茅ヶ崎市防災ラジオ ○テレビ神奈川（tvk）データ放送 ○茅ヶ崎市情報サイト ○ちがさきメール配信サービス ○緊急速報メール※ ○茅ヶ崎市公式ホームページ ○ツイッター（@Chigasaki_city） など

※緊急速報メールとは、国や気象庁、茅ヶ崎市が配信する「災害・避難情報」などを、対象エリアにいる方の携帯電話に配信するサービス。

②施設の職員は、市が災害情報などを携帯電話やパソコン等にメール配信する「ちがさきメール配信サービス」の次の項目を登録し、情報収集に努める。

○ちがさきメール配信サービス

(<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/about/1001985.html>)

登録する項目	配信される情報
○災害時の放送 ○ライフライン被害 ○相模川の氾濫情報 ○災害による被害情報	○気象警報（大雨警報、洪水警報、高潮警報等） ○避難情報 ○相模川の洪水予報（氾濫危険情報、氾濫発生情報） など

(2) 情報伝達

記入例を参考に、情報伝達方法を記載してください。

①高潮注意報が発表されたら、防災気象情報を入手し、気象状況の進展に注視し、適切な情報を関係部署に伝達する。

②職員の連絡体制の要領を確認し、レベル1早期注意情報で状況把握に努め対応する。

晴れハレにしはま

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

本施設では、「南湖 6 丁目」に避難情報が発令された際に、避難の対象となる。

避難を開始する場合は避難場所の開設状況をちがさきメール配信サービスや茅ヶ崎市公式ホームページ等から確認する。

(1) 避難場所

避難場所は浸水が想定されない区域に定める。

ただし、利用者の移動に伴うリスクが高く、また、避難に要する時間が十分に確保出来ない場合は、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 及び別紙 2」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、次のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所 (浸水想定区域外)	茅ヶ崎小学校	(1,527) m	☒ 徒歩 ☐ 車両 () 台
屋内安全確保 (緊急避難場所)	西浜小学校		

(4) 避難誘導方法

時間帯毎（昼夜、休日）の避難する人数、従業員数を考慮し、避難誘導体制は、次のとおりとする。

記入例を参考に、避難誘導方法を記載してください。

- 避難場所（茅ヶ崎小学校）までの順路、道路状況を説明する。
- 避難誘導の役割分担について確認する。
- 避難誘導に当たっては、先頭と最後尾、そして中央に職員を配置する。
- 職員のみでの避難誘導に支障がある場合は、地域や外部の関係者に応援を要請する。
- 避難誘導する際には、クラブのブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 避難誘導の際には、児童クラブの玄関に避難場所の掲示をする。
- 施設からの退出が概ね完了した時点で、未避難者の有無について名簿で確認する。

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資機材等一覧

資 機 材	
情報収集 ・伝達	防災ラジオ、スマートフォン(モバイルバッテリー)、 タブレット、パソコン
避難誘導	名簿(職員、施設利用児童)、 スマートフォン(乾電池式モバイルバッテリー)、懐中電灯(電池)
施設内の 一時避難	
高齢者	
障がい者	
乳幼児	
その他	救急バック【①絆創膏(複数のサイズを用意)②消毒液③ガーゼ及び止める テープ④包帯(ネット包帯・伸縮性包帯等各種用意)⑤三角巾⑥湿布⑦体温 計⑧熱さまシート⑨使い捨て手袋・マスク⑩瞬間冷却パック⑪ピンセット ⑫テーピングテープ⑬綿棒】

8 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年 4 月 に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年 5 月 に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 1 月 に作成する。

9 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式 6 を参考に加筆・修正してください。
あわせて別添、別表 1・2 を作成してください。
なお、様式 1 2 は、別表 1 と内容が重複するため、作成は不用です。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、次のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年___月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年___月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

10 防災教育及び訓練の年間計画

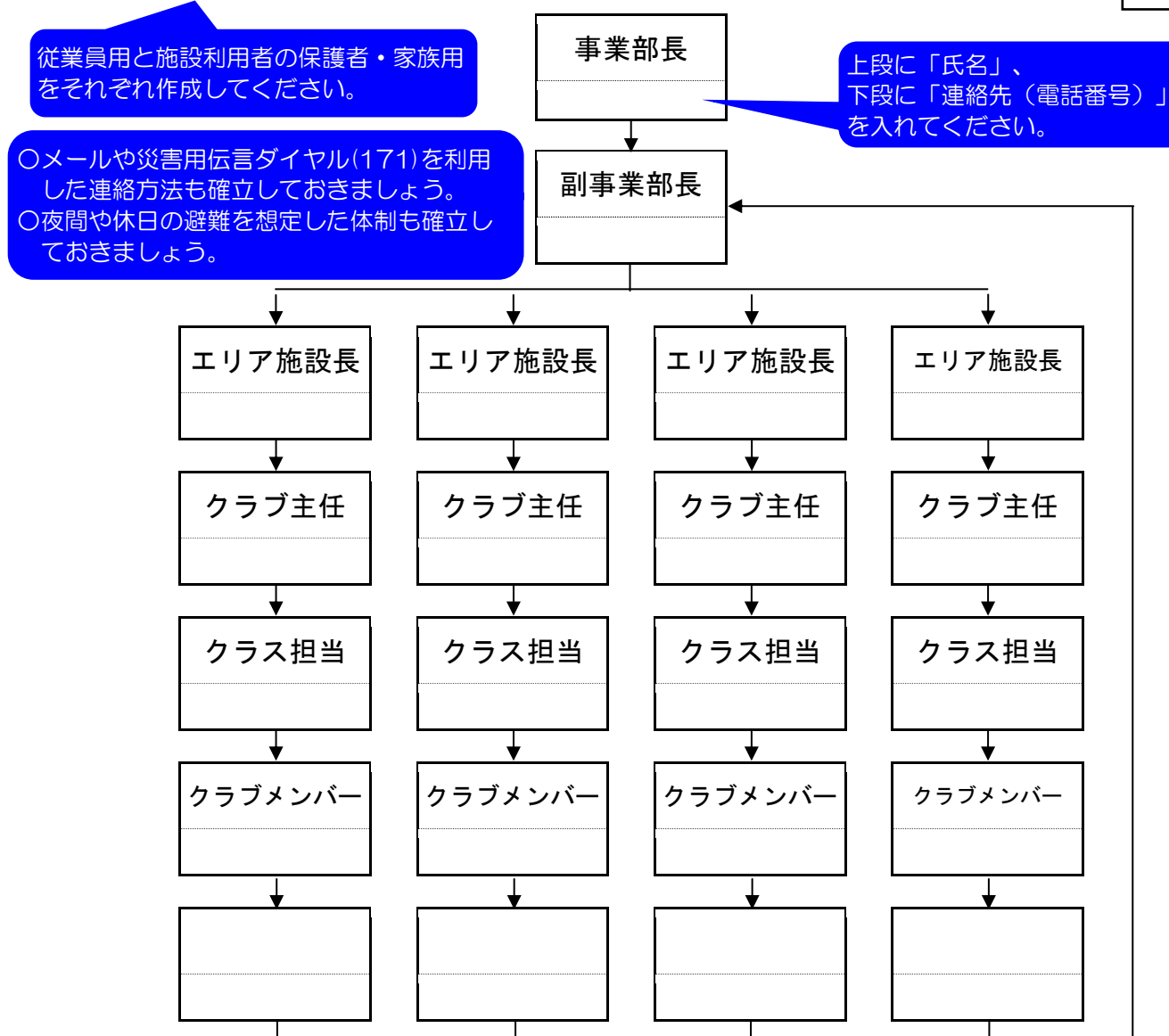
防災体制の確立・避難確保計画の年度版作成 情報収集伝達要員・避難誘導要員の任命や外部からの支援体制等を確認し、避難確保計画に反映します。	実施予定 月日 (3 月 日)				
従業員への防災教育 ○避難確保計画等の情報の共有 ○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承 など	実施予定 月日 (4 月 日)				
施設利用者への防災教育 ○水害の危険性や避難場所の確認 ○緊急時の対応等に関する保護者、家族への説明 など	実施予定 月日 (6 月 日)				
通所施設 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 887 986 972"> 情報伝達訓練 ○従業員の緊急連絡網の試行 ○保護者への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 など </td> <td data-bbox="1029 887 1468 972"> 実施予定 月日 (5 月 日) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 999 986 1084"> 保護者による引き取り訓練 ○保護者の緊急連絡網の試行 ○連絡後、全施設利用者を保護者に引き渡すまでにかかる時間の計測 など </td> <td data-bbox="1029 999 1468 1084"> 実施予定 月日 (9 月 日) </td> </tr> </table>		情報伝達訓練 ○従業員の緊急連絡網の試行 ○保護者への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 など	実施予定 月日 (5 月 日)	保護者による引き取り訓練 ○保護者の緊急連絡網の試行 ○連絡後、全施設利用者を保護者に引き渡すまでにかかる時間の計測 など	実施予定 月日 (9 月 日)
情報伝達訓練 ○従業員の緊急連絡網の試行 ○保護者への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 など	実施予定 月日 (5 月 日)				
保護者による引き取り訓練 ○保護者の緊急連絡網の試行 ○連絡後、全施設利用者を保護者に引き渡すまでにかかる時間の計測 など	実施予定 月日 (9 月 日)				
入所施設 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 1200 986 1285"> 情報伝達訓練 ○従業員の緊急連絡網の試行 ○家族等への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 など </td> <td data-bbox="1029 1200 1468 1285"> 実施予定 月日 (月 日) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1312 986 1397"> 従業員の非常参集訓練 ○従業員の緊急連絡網の試行 ○連絡後、全従業員の参集にかかる時間の計測 など </td> <td data-bbox="1029 1312 1468 1397"> 実施予定 月日 (月 日) </td> </tr> </table>		情報伝達訓練 ○従業員の緊急連絡網の試行 ○家族等への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 など	実施予定 月日 (月 日)	従業員の非常参集訓練 ○従業員の緊急連絡網の試行 ○連絡後、全従業員の参集にかかる時間の計測 など	実施予定 月日 (月 日)
情報伝達訓練 ○従業員の緊急連絡網の試行 ○家族等への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 など	実施予定 月日 (月 日)				
従業員の非常参集訓練 ○従業員の緊急連絡網の試行 ○連絡後、全従業員の参集にかかる時間の計測 など	実施予定 月日 (月 日)				
避難訓練 ○防災体制と役割分担の確認、試行 ○施設関係者以外の支援者への協力要請手段の確認、試行 ○施設から避難場所までの移動にかかる時間の計測 など	実施予定 月日 (9 月 日) 実施予定 月日 (月 日) 実施予定 月日 (月 日)				
避難確保計画の更新 避難を円滑かつ迅速に確保するために、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直します。	実施予定 月日 (1 月 日)				

11 施設利用者緊急連絡先一覧表

[illegible]

12 緊急連絡網

様式 9



13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	電話番号	連絡可能時間	備考
市（福祉担当）				
消防署				
警察署				
避難誘導等の支援者				
医療機関				

14 対応別避難誘導方法一覧表

様式 11

[illegible]

該当番号を記入

避難所へ移動

1. 単独歩行が可能 2. 介助が必要 3. 車いすを使用 4. ストレッチャーや担架が必要 5. その他

その他の対応

6.自宅に帰宅 7.病院に搬送 8.そのほか

15 防災体制一覧表

様式 12

管理権限者 (エリア施設長) (代行者 クラブ主任)

情報収集 伝達要員	担当者	役 割
	班長 (クラブ主任) 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	☐ 状況の把握、情報内容の記録 ☐ 館内放送等による避難の呼び掛け ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導 要員	担当者	役 割
	班長 (クラス担当) 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

別添 「自衛水防組織活動要領」

自衛水防組織を設置する
場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）_____（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、_____勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する
場合のみ作成

管理権限者		
統括管理者（ ）（代行者 ）		
総括・ 情報班	役職及び氏名	任 務
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・ ・ ・	☐ 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による避難の呼び掛け ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 関係者及び関係機関との連絡
避難 誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・ ・ ・	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	記入例を参考に必要な装備品を記載してください。
避難誘導班	